

第 10 章 環境保全のための措置

第 10 章 環境保全のための措置

本事業では、選定した環境影響評価項目について、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲で提言するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置は、表 10-1(1)～(10)に示すとおりである。

表 10-1(1) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目		環境保全のための措置
温室 効果 ガス	温室 効果 ガス	ア 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 ・断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減する。 ・センサーによる照明・空調制御システムなど、可能な限り最新の環境配慮技術を導入する。 ・ビルエネルギー管理システム（BEMS）を導入し、電力使用量の可視化や効率的な制御によるエネルギーマネジメントの最適化を図る。 ・設備機器については、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器を選択し、エネルギー使用量の削減を図る。 ・高効率な変圧器や LED 照明を採用する。 ・太陽光による発電設備など、自然の力を有効利用した設備の導入に努める。 ・入居テナントに対し、導入可能な範囲で効率的な省エネルギー機器の採用を促す。 ・計画建物内の空調は、適切な設定温度等を定め、過度な冷房・暖房を控える。 ・施設利用者に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。

表 10-1(2) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
大気	大気質 ア 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） ・建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型の機械を使用する。 ・建設機械の集中稼働を回避するため、施工計画を十分に検討する。 ・建設機械は、作業休止中のアイドリングストップを徹底する。 ・工事区域内や周辺道路への散水・清掃等を適宜行い、粉じん等の発生・飛散を抑制する。 ・工事区域の外周に仮囲いを設置するとともに、必要に応じて養生シートを設置し粉じんの飛散防止に努める。 ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底や建設機械に無理な負荷をかけないように指導する。 ・正常な運転ができるよう、建設機械の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 イ 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） ・工事用車両は、可能な限り最新の低公害・低燃費車を使用する。 ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・アイドリングストップやエコドライブの看板を工事区域内に設置するとともに、資材運搬業者等に対し、実施を指導する。 ・粉じん等の発生・飛散を抑制するために、計画地内や周辺道路への散水・清掃等を適宜行くとともに、工事用車両の退出の際には必要に応じてタイヤの洗浄を行う。 ・シートカバーの使用や出入口でタイヤに付着した泥土の洗浄を行い、工事用車両による粉じんの飛散防止に努める。 ・工事用車両の運転者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの指導を徹底する。 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」によるディーゼル車の運行規制に適合した車両を使用する。 ・正常な運転ができるよう、工事用車両の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） ・可能な限り低 NOx 型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入する。 ・冷暖房施設等の整備、点検を徹底する。 エ 駐車場の利用に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・駐車場内に電気自動車の充電スタンドの設置を検討する。 オ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。 ・運送事業者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づく低公害・低燃費車の積極的な採用を促す。 ・従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・駐車場内に電気自動車の充電スタンドの設置を検討する。

表 10-1(3) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
騒音・振動	騒音 ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用する。 ・建設機械の集中稼働を回避するため、施工計画を十分に検討する。 ・建設機械は、作業休止中のアイドリングストップを徹底する。 ・工事区域の外周に仮囲いを設置するとともに、必要に応じて防音シートを設置することで騒音低減に努める。 ・工事中の騒音の状況を把握するため、敷地境界付近等に騒音計を設置し、リアルタイムで測定及び表示する。 ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底や建設機械に無理な負荷をかけないように指導する。 ・可能な限り低騒音の工法を採用し、騒音の低減に努める。 ・正常な運転ができるよう、建設機械の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 イ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・工事用車両の走行ルート分散することで、工事用車両の走行台数を調整する。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・アイドリングストップやエコドライブの看板を工事区域内に設置するとともに、資材運搬業者等に対し、実施を指導する。 ・工事用車両の運転者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの指導を徹底する。 ・正常な運転ができるよう、工事用車両の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 ウ 冷暖房施設等の稼働に伴う騒音（騒音レベル） ・設備機器は、可能な限り最新の低騒音型の機器を採用する。 ・異音等の発生がないよう、設備機器の整備・点検を定期的実施する。 ・防音パネルや遮音機能があるルーバーを設置するなど、必要に応じて防音対策を検討する。 エ 駐車場の利用に伴う騒音（等価騒音レベル） ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。 ・西側立体駐車場の出入口部分については、一部にポラスアスファルト舗装を採用する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 オ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） ・従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、周辺の混雑状況を把握した上で、極力、車両の出入りの時間帯を分散させるよう要請を行う。 ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。

表 10-1(4) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
騒音・振動	振動 ア 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル(L_{10})） ・建設機械の集中稼働を回避するため、施工計画を十分に検討する。 ・建設機械は、作業休止中のアイドリングストップを徹底する。 ・工事中の振動の状況を把握するため、敷地境界付近等に振動計を設置し、リアルタイムで測定及び表示する。 ・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップの徹底や建設機械に無理な負荷をかけないように指導する。 ・可能な限り低振動の工法を採用し、振動の低減に努める。 ・正常な運転ができるよう、建設機械の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 イ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L_{10})） ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・アイドリングストップやエコドライブの看板を工事区域内に設置するとともに、資材運搬業者等に対し、実施を指導する。 ・工事用車両の運転者に対して、「川崎市エコ運搬制度」に基づくエコドライブの指導を徹底する。 ・正常な運転ができるよう、工事用車両の使用前の整備・点検及び定期点検を徹底する。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 ウ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L_{10})） ・従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請する。 ・施設内に路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す看板等を設置する。 ・ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、周辺の混雑状況を把握した上で、極力、車両の出入りの時間帯を分散させるよう要請を行う。 ・駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促す。

表 10-1(5) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目		環境保全のための措置
廃棄物等	一般廃棄物	ア 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 ・施設利用者や入居テナント等に対して、掲示板、張り紙等により、事業系一般廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努める。 ・古紙の再資源化をするため、分別排出の徹底を促す。 ・事業系一般廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の一時保管施設を設ける。 ・事業系一般廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する。
	産業廃棄物	ア 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 ・建設資材等の搬入において、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図る。 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、発生する建設廃棄物は作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理することにより、可能な限り再資源化を図る。 ・既存建物の解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に処理を行うとともに、産業廃棄物の許可を受けた処理業者により適正に処理・処分を行う。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講ずる。 イ 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 ・施設利用者や入居テナントに対して、産業廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促す。 ・産業廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な規模の一時保管施設を設ける。 ・産業廃棄物の廃棄物保管施設は、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施する。
	建設発生土	ア 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 ・建設発生土は、計画地内で埋め戻し土や盛土としての再利用を検討するとともに、計画地内での再利用が困難な場合、可能な限り他の建設工事で再利用する。 ・施工業者の残土受入リストやネットワークを利用して、可能なものは他の工事現場の埋め戻し土等として利用する。 ・建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用するとともに、運搬車両のタイヤ洗浄を実施する。 ・工事にあたっては、粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて散水やシート掛け等を行う。

表 10-1(6) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
生物	植物	ア 造成工事等の実施に伴う植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度 ・緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が 10m 以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・個体の移植等、クゲヌマランの保全措置を実施する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。
	動物	ア 造成工事等の実施に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度 ・緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用する。 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が 10m 以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。
	生態系	ア 造成工事等の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度 ・緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用する。 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が 10m 以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・植栽計画において、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。

表 10-1(7) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目		環境保全のための措置
緑	緑の質	ア 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が 10m 以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・緑地内及び多摩川への動線に並木を整備する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。 ・新たに整備する広場や通路においては、安全性や利便性を確保しつつ、植栽の配置を検討する。 ・植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。
	緑の量	ア 緑被の変化及び全体の緑の構成 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・樹高が 10m 以上の樹木は、可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・緑地内及び多摩川への動線に並木を整備する。 ・植栽計画において、全体の緑の構成を考慮し、大景木、高木、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑の創出を図る。 ・新たに整備する広場や通路においては、安全性や利便性を確保しつつ、植栽の配置を検討する。 ・植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。

表 10-1(8) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置	
人と自然との ふれあい活動の場	人と自然との ふれあい活動の場	ア 工事の実施に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度、人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度 ・人と自然とのふれあい活動の場の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討する。 ・工事中においてもできる限り人と自然とのふれあい活動の場の機能や利用を維持できるよう、工事工程を検討する。 ・騒音の影響を低減するため、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用する。 ・振動の影響を低減するため、建設機械を移動する際には、低速走行を徹底する。 ・人と自然とのふれあい活動の場に安全にアクセスできるよう、必要に応じて、仮設動線の確保や利用者に対する誘導を行う。 ・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、施工計画を管理する。 イ 再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度、人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・新設の樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する。 ・芝生広場外周部には樹木を配置し、緑に囲まれたオープンスペースを創出するとともに、緑陰空間を確保する。 ・イベント等の開催空間としても活用できるまとまりのある芝生広場の整備を行う。 ・並木の整備により、等々力緑地内及び多摩川への動線の魅力を高める。 ・既存の桜は、生育状況等を踏まえ可能な限り保全するとともに、新たに桜を植栽する。 ・等々力緑地や多摩川で活動する市民ボランティア等と連携し、花壇づくりや市民ボランティアによる野鳥観察会等の活動を通じ、市民協働による公園の魅力づくりを進める。
景観	景観、 圧迫感	ア 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとする。 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。 ・周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施す。 イ 圧迫感の変化の程度 ・計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとする。 ・計画建物外周部において、可能な範囲で樹木の植栽に努めることにより、計画建物による圧迫感の低減を図る。 ・「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全する。 ・計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、まちの緑との連続性を確保する。

表 10-1(9) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
構造物の影響	阻 日 害 照	ア 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 ・計画建物を敷地境界からセットバックし、日影の影響に配慮した建物配置とする。
	テレビ受信障害	ア 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲（地上デジタル放送及び衛星放送） ・工事中におけるクレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講ずる。 ・受信障害に関する問い合わせがあった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施する。 ・連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図る。
	風害	ア 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲並びに変化の程度、年間における風速の出現頻度 ・計画地内の緑化に努め、風環境の維持に努める。 ・植栽の良好な生育状況を保持できるよう、定期的に点検する等、適切な維持管理を実施する。
コミュニティ施設	コミュニティ施設	ア 工事の実施に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 ・コミュニティ施設の利用不可となる期間ができるだけ短くなるよう、工事工程等を検討・調整する。 ・工事中は、コミュニティ施設に安全にアクセスできるよう、必要に応じて、仮設動線の確保や利用者に対する誘導を行う。 イ 再編整備に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 ・既存のコミュニティ施設としての機能をできる限り維持する。 ・ビジターセンター内に集会を行うことが可能な部屋を設ける。 ・地元自治会や地域市民等による活動に利用可能な花壇を設置する。 ・市民にとって安らぎと憩いの場として機能する広場を整備する。 ・障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい施設とするため、アクセス等に配慮するとともに、インクルーシブパークを設置する。 ・施設の整備にあたっては、誰もが不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画を基本とする。 ・広場や園路沿いに四阿やパーゴラ、ベンチ等を適宜設置する。

表 10-1(10) 環境保全のための措置

環境影響 評価項目	環境保全のための措置
地域交通 交通安全、 交通混雑	ア 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響 ・工事用車両の運転者への工事用車両走行ルート上の危険箇所の周知、運転時間の指示及び低速走行等の安全運転並びに周辺道路での駐停車禁止等の指導を徹底し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。 ・工事用車両の出入口付近には、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般車両及び歩行者の安全を確保するとともに、周辺道路の円滑な交通流の確保に努める。 ・計画地の外周には必要に応じて仮設歩道を設けるなど、歩行者に対する安全対策を講じる。 ・登校時間帯における工事用車両の運行を極力回避する。 ・周辺住民等に対して、工事工程、工事用車両の出入口、走行ルート、走行時間帯についての周知を図る。 ・広域的な視点に立ち、交通流及び交通安全を考慮し、走行ルートを選定する。 ・工事用車両は、特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。 ・周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整する。 ・ステッカー等を用いて、工事車両と他の車両との識別を図る。 ・朝礼や新規入場者教育等の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。 イ 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響 ・施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、車両走行ルート上の危険箇所の周知、安全運転及び周辺道路での駐停車禁止等を依頼し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。 ・施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討する。 ・出庫灯等の整備により、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行う。 ・駐車場出入口付近は、十分な見通しを確保する。 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ウ 大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響 ・施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。 ・施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討する。 ・等々力緑地内の店舗利用を促し、来場及び退場時間帯の分散を図る。 ・出庫灯等の整備により、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行う。 ・大規模集客イベント時における混雑や交通安全への影響を抑制するため、以下のような対策案を関係者間で協議・検討し、適宜実施していく。 ・大規模集客イベント時には、誘導員により交通整理を実施する。 ・大規模集客イベント時には、シャトルバスによるピストン輸送を実施する。 ・イベントスペースにおける催し物の開催や、屋台の設置等により、試合開始前から来場を促し、来場時間帯の分散を図る。 ・球技専用スタジアム内での試合終了後の企画等により、退場時間帯の分散を図る。 ・大規模集客イベントの参加者に対し、入退場時の交通ルールやマナーの遵守について注意喚起を行う。

第 11 章 環境配慮項目に関する措置

第 11 章 環境配慮項目に関する措置

本事業では、「第 8 章 3 (1) 環境配慮項目の選定」(p.8-11～12 参照)で選定した環境配慮項目について、表 11-1(1)～(4)に示す措置を講じる計画である。

表 11-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
光害	——	・照明の目的・効果が効率的に達成されるとともに、照明による周辺環境への影響の低減を図るため、「光害対策ガイドライン」(令和 3 年 3 月改訂版、環境省)等を参考に、照明機器の選定、設置位置と空間への光の配分を適切に行う。 ・球技専用スタジアムの照明については、周辺環境に配慮した配置や角度等を検討する。 ・球技専用スタジアム、等々力球場等の夜間照明については、利用時間帯に配慮する。 ・外装材等の反射光による近隣への光害を抑制するよう努める。

表 11-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
地震時等の災害	——	・球技専用スタジアムの屋根構造は、地震荷重に対して十分な安全性を有する構造とする。 ・(新)とどろきアリーナ・スポーツセンターについては、大規模空間への天井の設置は極力必要最小限とする。 ・耐火に関する性能及び初期火災の拡大防止に関する性能に配慮する。 ・外周の緑については、延焼防止に寄与するよう充実を図る。 ・計画建物は、災害時に、施設関係者や利用者が迅速かつ安全に避難できる動線を確保する。 ・日常の生活動線を避難経路にする等、誰にでも分かりやすい避難動線計画を検討する。 ・球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンターについては、災害時においても、最低限の施設機能が維持できるよう、非常用発電設備を設置する。 ・緊急地震速報（予報）を配信事業者から受信し、川崎市内で震度 4 以上が予想される場合、館内放送から自動で知らせる設備を設置する。 ・防災倉庫を整備する。 ・防災訓練等を地域と連携して行うことで、地域コミュニティの形成や防災意識の向上を図る。

表 11-1(3) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
生物多様性	——	・できる限り計画地の環境特性に適合した樹種や食餌木を採用する。 ・多摩川緑地との緑の連続性をできる限り確保する。
地球温暖化対策	・建設機械のオペレーターに対し、アイドリングストップ等の実施を指導する。 ・工事用車両は、できる限り最新の低公害・低燃費車の使用に努める。 ・工事用車両の運転者に対し、アイドリングストップ等のエコドライブの実施を指導する。	——

表 11-1(4) 環境配慮項目に関する措置

選定した環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
気候変動の影響への適応	—	・冷暖房設備や給湯機器は、可能な限りエネルギー効率の高い、新しい設備機器を導入し、人工排熱の抑制を図る。 ・外壁の断熱性を高めるとともに、導入可能な範囲で複層ガラスを採用することにより、冷暖房設備の利用による人工排熱の抑制に努める。 ・雨水流出抑制対策として、球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ・スポーツセンター、(新)等々力陸上競技場については、地下に雨水貯留施設を設置する。 ・計画建物出入り口等に止水板の設備を設ける等、屋内への浸水防止に努める。 ・高木の植栽により緑陰のある空間を創出する。 ・緑化地の効果が継続的に確保できるよう、適切に維持管理を行う。
資源	・建設工事にあたっては、可能な範囲で再生材の使用に努める。 ・型枠材は、繰り返し使用できる型枠を使用するなど、材料や工法に配慮する。 ・資材調達の際は、低炭素の建築資材の活用に努める。	・施設利用者等に対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制や分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努める。 ・雨水の再利用設備の導入や節水型器具の採用等により、水資源の有効利用を図る。

第 12 章 環境影響の総合的な評価

第 12 章 環境影響の総合的な評価

計画地は、昭和 16(1941)年に、等々力緑地として都市計画決定された区域（約 56.4ha）のうち、現在、都市公園として告示されている区域（約 36.6ha）に、下水処理施設上部区域及び中央新幹線非常口上部区域を加えた区域となっている。

計画地は、川崎市のほぼ中央に位置し、JR 南武線・横須賀線、東急東横線・目黒線武蔵小杉駅から約 1km にある。周辺の幹線道路としては、南西側に国道 409 号（府中街道）、北側に市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約 200m に県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）が通っている。

また、計画地の大部分が多摩川の旧堤道路に囲まれた旧河道であり、昭和 37(1962)年から緑地内の施設整備が行われた本市を代表する総合公園である。特に、運動施設が充実しており、陸上競技場は J リーグ・川崎フロンターレ、とどろきアリーナは B リーグ・川崎ブレイブサンダースの本拠地として利用されるなど、本市を代表するスポーツ拠点となっている。その他、ふるさとの森、四季園、21 世紀の森などのまとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なとどろきアリーナなど様々な施設を有している。

本事業の目的は、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和 4(2022)年 2 月改定）に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とすることとしている。

選定した環境影響評価項目について、環境影響評価を行った結果は、表 12-1(1)～(14)に示すとおりである。

本事業を実施することにより、温室効果ガス、大気質、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、植物、動物、生態系、人と自然とのふれあい活動の場、景観（景観、圧迫感）、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設及び地域交通（交通安全、交通混雑）については、環境負荷を生じさせる可能性があるものの、環境保全のための措置を講じることにより、その影響を低減し、環境保全目標を満足することができると考える。

緑の質及び緑の量については、植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るとともに、目標とする緑被率等及び緑の量的水準を満足し、緑の適切な回復育成が図られると評価する。騒音については、工事用車両の走行及び施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）の予測結果のうち、一部の予測地点で環境保全目標を上回ると予測した。工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うとともに、走行ルートを分散することで工事用車両の走行台数を調整し、影響の低減を図っていく。また、供用時には、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどの環境保全のための措置を講ずる。

このほか、事業実施にあたっては、環境影響評価項目以外にも、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（光害、地震時等の災害、生物多様性、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、資源）に対して、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境配慮措置を講じる計画である。

したがって、本事業は、環境への影響に対し、実行可能な範囲で適切に配慮した計画であると評価する。

表 12-1(1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
温室効果ガス	温室効果ガス	ア 供用時 (ア) 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 本事業では、温室効果ガス排出量の削減対策を講じる計画であり、本事業全体の温室効果ガス排出量は約 5,244t-CO₂/年、標準的な温室効果ガスの排出量は約 5,071t-CO₂/年、温室効果ガスの排出削減量は約 173t-CO₂/年であり、標準的な温室効果ガスの排出量と比較すると、その削減の程度は約 3.3%と予測した。 本事業では、断熱性能及び気密性能に優れた部材の選定等による建築的配慮により、熱負荷を低減するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、温室効果ガスの排出量の抑制が図られるものと評価する。

表 12-1(2) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
大気 大気質	ア 工事中 (ア) 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 建設機械の稼働に伴う長期予測濃度の最大値は、工事開始後 9～20 ヶ月目において、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）は 0.037ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）は 0.037mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 また、短期予測濃度の最大値は、工事開始後 9 ヶ月目、13 ヶ月目、17 ヶ月目、19 ヶ月目、21 ヶ月目、25 ヶ月目及び 33 ヶ月目において、二酸化窒素（1 時間値の最大）は 0.115～0.192ppm となり、環境保全目標（0.2ppm 以下）を満足すると予測した。また、浮遊粒子状物質（1 時間値の最大）は 0.051～0.065mg/m³となり、環境保全目標（0.20mg/m³以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。 (イ) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 工事用車両の走行に伴う長期予測濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）は 0.034ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）は 0.034mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、工事用車両は、可能な限り最新の低公害・低燃費車を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。 イ 供用時 (ア) 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度 冷暖房施設等の稼働に伴う二酸化窒素の長期予測濃度（日平均値の年間 98% 値）は 0.034ppm となり、環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、可能な限り低 NO_x 型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。 (イ) 駐車場の利用に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 駐車場の利用に伴う長期予測濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.033ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）が 0.034mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。 (ウ) 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 施設関連車両の走行に伴う長期予測濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.034ppm となり環境保全目標（0.06ppm 以下）を満足し、浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）が 0.034mg/m³となり環境保全目標（0.10mg/m³以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないと評価する。

表 12-1(3) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
騒音・振動・低周波音	ア 工事中 (ア) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（L_5）は、工事開始後 9 ヶ月目、13 ヶ月目、17 ヶ月目、19 ヶ月目、21 ヶ月目、25 ヶ月目及び 33 ヶ月目において 66.4～79.5 デシベルとなり、いずれも環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、建設機械は可能な限り最新の低騒音型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。 (イ) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 工事用車両のピーク日において負荷が最大となる走行台数を設定した場合の道路交通騒音（等価騒音レベル）は、最大で 59.1～65.4 デシベルとなり、No.1 西側及び No.3～7 で環境保全目標を上回ると予測した。 予測地点 No.3 東側及び No.7 については、工事中基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である。予測においては、負荷が最大となる走行台数を設定したが、工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うとともに、走行ルートを分散することで工事用車両の走行台数を調整し、影響の低減を図っていく。 さらに、工事の実施にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数を調整するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。 イ 供用時 (ア) 冷暖房施設等の稼働に伴う騒音（騒音レベル） 冷暖房施設等の稼働に伴う騒音（騒音レベル（L_5））の最大値は、計画地周辺の地上 1.2m の高さで、朝が 33.0～47.1 デシベル、昼間・夕が 33.9～47.1 デシベル、夜間が 33.0～44.3 デシベル、地上 4.2m の高さで、朝が 33.1～47.8 デシベル、昼間・夕が 34.4～47.9 デシベル、夜間が 33.0～44.6 デシベルであり、いずれも環境保全目標（昼間 50～55 デシベル以下／朝・夕 45～50 デシベル以下／夜間 40～45 デシベル以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、設備機器は可能な限り最新の低騒音型の機器を採用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとは評価する。 (イ) 駐車場の利用に伴う騒音（等価騒音レベル） 駐車場の利用に伴う騒音（等価騒音レベル）は、昼間は 50.6～54.4 デシベル、夜間は 39.4～43.2 デシベルとなり、環境保全目標（A 及び B 地域：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下）を満足すると予測した。 本事業の実施にあたっては、駐車場内にアイドリングストップ等、エコドライブの看板を設置し、運転者に対し実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとは評価する。 (ウ) 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）は、平日においては、昼間は 55.4～65.8、夜間は 49.1～60.2 デシベルとなり、昼間は No.1 西側、No.3 東側、No.4、No.7、No.8、夜間は No.3 東側、No.8 で環境保全目標を上回ると予測したが、これらのうち昼間は予測地点 No.3 東側、No.7、No.8、夜間は予測地点 No.8 については、将来基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である。 休日においては、昼間は 55.3～63.6、夜間は 49.1～64.2 デシベルとなり、昼間は No.3 東側、No.8 南側、夜間は No.1、No.3 東側、No.4、No.7、No.8 で環境保全目標を上回ると予測したが、これらの予測地点については、将来基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である。 本事業の実施にあたっては、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとは評価する。

表 12-1(4) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果	
騒音・振動・低周波音	振動	ア 工事中 (ア) 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル(L_{10})） 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル(L_{10})）の最大値は、工事開始後 9 ヶ月目、13 ヶ月目、17 ヶ月目、19 ヶ月目、21 ヶ月目、25 ヶ月目及び 33 ヶ月目において 66.2～73.8 デシベルとなり、いずれも環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。 (イ) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L_{10})） 工事用車両の走行に伴うピーク日における道路交通振動（振動レベル(L_{10})）の最大値は、昼間が 35.9～47.4 デシベルとなり、全ての予測地点において環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測した。また、夜間が 31.4～43.2 デシベルとなり、全ての予測地点において環境保全目標（60 デシベル以下）を満足すると予測した。 工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。 イ 供用時 (ア) 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L_{10})） 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル(L_{10})）の最大値は、平日は昼間が 34.5～48.5 デシベル、夜間が 33.9～44.6 デシベル、休日は昼間が 35.1～42.5 デシベル、夜間が 33.0～42.0 デシベルとなり全ての予測地点において環境保全目標を満足すると予測した。また、予測式の適用範囲外となったため、将来交通量による振動レベルの予測を示していない No.5（平日及び休日の昼間・夜間）、No.6（休日の夜間）については、交通量が少ないことから、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業の実施にあたっては、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。
廃棄物等	一般廃棄物	ア 供用時 (ア) 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 本事業の供用時に発生する事業系一般廃棄物は、約 3,748kg/日と予測した。これらの事業系一般廃棄物は、集積所にて分別保管した後、一般廃棄物処理業の許可を有する業者に委託すること等により、収集・運搬・処分が適正に行われると予測した。本事業の実施にあたっては、施設利用者や入居テナント等に対して、掲示板、張り紙等により、事業系一般廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に努めるなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

表 12-1(5) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果	
廃棄物等	産業廃棄物	ア 工事中 (ア) 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 既存建物等の解体に伴い発生する産業廃棄物の発生量及び再資源化量は、発生量が約 74,529 t、再資源化量が約 73,725 t と予測した。 計画建物の建設に伴い発生する産業廃棄物の発生量及び再資源化量は、発生量が約 3,905 t、再資源化量が約 3,835 t と予測した。 また、建設汚泥の発生量及び再資源化量は、発生量が約 43,010 m³、再資源化量が約 40,860 m³ と予測した。 工事中に発生する産業廃棄物は、計画地内で分別した後、産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託すること等により、収集・運搬・処分の適正な処理が確保されると予測した。 工事の実施にあたっては、建設資材等の搬入において、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ることや、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制に努めるとともに、発生する建設廃棄物は作業場内で分別管理を徹底し、品目に応じて処理することにより、可能な限り再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。 イ 供用時 (ア) 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 供用時に発生する産業廃棄物は、発生量が約 1,512kg/日、再資源化量が約 1,038kg/日と予測した。これらの産業廃棄物は、集積所にて分別保管した後、産業廃棄物処理業の許可を有する業者等に委託することで、収集・運搬・処分が適正に行われると予測した。 本事業の実施にあたっては、施設利用者や入居テナントに対して、産業廃棄物の発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。
	建設発生土	ア 工事中 (ア) 建設発生土の発生量及び処理・処分方法 場内発生土は約 156,280 m³、盛土として再利用する量は約 5,340 m³、建設発生土の量（場外搬出）は約 150,940 m³ と予測した。 建設発生土の処理・処分については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理すると予測した。 工事の実施にあたっては、建設発生土は、計画地内で埋め戻し土や盛土としての再利用を検討するとともに、計画地内での再利用が困難な場合、可能な限り他の建設工事で再利用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

表 12-1(6) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果	
生物	植物	ア 工事中 (ア) 造成工事等の実施に伴う植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度 造成工事等により「シイ・カシ群落」、「植栽樹群（高木タイプ）」、「植栽樹群（低木タイプ）」等の樹林地、「シバ群落」、「路傍・空地雑草群落」等の草地が改変されるが、それらは、等々力緑地の整備事業の一環として植栽され、維持管理されてきたものである。本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっている。また、植栽計画にあたっては、計画地の環境特性に適合した樹種の選定を検討する。現況地形を生かした造成を計画していることから、地形・地質の状況に大きな改変は生じない。 また、注目される種であるクゲヌマランの生育株及び生育地の多くは改変されるが、計画地内には現況の生育地と同様の環境が残るとともに、一部の個体は移植等の保全措置を実施する。また、新たな緑地の整備にあたってはクゲヌマランの生育地で確認された樹種も選定する計画である。 以上のことから、植物相、植物群落及び生育環境に著しい変化は及ぼさないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、造成工事等の実施に伴う植物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価する。
	動物	ア 工事中 (ア) 造成工事等の実施に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度 造成工事等により「シイ・カシ群落」、「植栽樹群（高木タイプ）」、「植栽樹群（低木タイプ）」等の樹林地、「シバ群落」、「路傍・空地雑草群落」等の草地が改変されることから、それらを主たる生息環境とする動物種は、生息環境が一部改変されることになるが、本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっている。また、計画地北側の下水道処理施設上部区域において緑地を設けることで多摩川緑地との連続性が確保され、動物の移動に寄与するものと予測した。これらのことから、動物の生息環境は維持・回復するものと予測した。また、建設機械の稼働に伴う騒音による影響が考えられるが、低騒音型の建設機械の採用に努める計画である。よって、動物に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 釣池については、かいぼり工事を実施することから、魚類等の水生動物の生息環境の大部分が一時的に消失するが、かいぼり工事完了後には水を貯めて現況と同様の状況になること、釣池に生息する魚類は放流に由来するものと考えられることから、水生動物に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するとともに、建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、造成工事等の実施に伴う動物への影響について、適切な保全・回復が図られると評価する。

表 12-1(7) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
生物 生態系	ア 工事中 (ア) 造成工事等の実施に伴う生態系の変化の内容及びその程度 計画地は、等々力緑地の整備事業の一環として植栽され、維持管理されてきた樹林地や草地、釣池として利用されている水域などの環境により構成されている。 造成工事等により「樹林地」、「草地」が改変されるが、それらは、等々力緑地の整備事業の一環として植栽され、維持管理されてきたものである。 本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっていることから生息・生育環境に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 水域等については、釣池のかいぼり工事を実施することから、魚類等の水生動物の生息環境の大部分が一時的に消失するが、かいぼり工事完了後には水を貯めて現況と同様の状況になること、釣池に生息する魚類は放流に由来するものと考えられることから、生態系の変化に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 工事中は、生息環境の改変、建設機械の稼働及びそれらに伴う餌生物の減少等による影響が考えられるが、本事業では、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画であり、工事完了後の樹林地及び草地の面積は現況と同程度となっていること、低騒音型の建設機械の採用に努める計画であることから注目される種に著しい影響は及ぼさないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、緑地の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するとともに、建設機械は、可能な限り最新の低騒音型の機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、造成工事等の実施に伴う生態系への影響について、適切な保全・回復が図られるものと評価する。

表 12-1(8) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
緑	ア 供用時 (ア) 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量 本事業における主要植栽予定樹種の環境適合性について、「川崎市緑化指針」では、緑化樹木の地域特性として「臨海部」、「低地部」、「丘陵部」の記載があり、計画地の環境特性と考えられる「低地部」の樹種としては、主要植栽予定樹種 39 種のうち 35 種が該当している。また、その他の既存資料によると、6 種が潜在自然植生の構成種、4 種が代償植生の構成種に該当する。また、現地調査結果としては、植生調査において計画地内で生育が確認された種は 32 種であり、主要植栽予定樹種の多くが確認されている。樹木活力度調査結果によると、主要植栽予定樹種 39 種のうち 11 種が A（良好、正常なもの）、21 種が B（普通、正常に近いもの）に該当する。よって、主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合するものと予測した。 また、主要植栽予定樹種には、「川崎市緑化指針」等において耐陰性を持つ樹種として記載されているものが多く含まれる。本事業では、日照条件に応じた樹種を選定し、適切に配植する計画である。また、花や紅葉等が美しい樹木など季節が感じられる樹種を選定するほか、生物多様性の視点を考慮する計画であり、主要植栽予定樹種の多くが見所を有する樹種に該当している。よって、主要植栽予定樹種は、新たに創出される生育環境の特性に適合するものと予測した。 計画地内の土壌は、現地調査の結果より、石礫が混じっている状況が確認されている。また、場所によっては、土壌硬度が高いといった状況から、排水性能及び保水性能の不足が懸念される。土壌の理化学性（物理性・化学性）の分析結果では、有効水分保持量、飽和透水係数、有効態リン酸の値が基準値よりも低いといったことが確認されている。一方で、乾湿の区分は全体的に半乾～湿であり、地点 A 及び地点 B の最下層の部分以外では植物根の存在が確認されている。また、植栽土壌調査地点の近くでは、樹木や草本が生育している状況である。計画地内の樹木は、樹木活力度の現地調査結果のとおり、127 種中 123 種が活力度 A もしくは B であり、全体的に良好である。よって、計画地内の土壌は、必要に応じて耕耘による土壌改良や施肥を実施し、排水性能、保水性能及び栄養分を改善することで利用可能と予測した。 また、本事業の植栽にあたって必要な土壌量は、約 2,030 m³と予測した。 本事業では、植栽の維持管理計画を作成し、適切な剪定、施肥、病虫害防除、除草、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、緑の適切な回復育成が図られると評価する。
	ア 供用時 (ア) 緑被の変化及び全体の緑の構成 本事業における緑被率は約 29.6%であり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく緑被率（25.0%）以上の緑被面積を確保すると予測した。本事業における植栽樹木本数は、高木 1,808 本、中木 3,616 本及び低木 43,401 本であり、高木と中木は植栽本数の標準に対して不足するが、低木に代替することにより、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測した。 本事業では、「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺など、まとまった緑地を可能な限り現位置で保全するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、緑の適切な回復育成が図られると評価する。

表 12-1(9) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
人と自然とのふれあい活動の場	ア 工事中 (ア) 工事の実施に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度及び利用経路等に与える影響の程度 本事業の工事は、段階的に整備を進めていく計画であり、整備が完了した範囲から順次供用を開始していく計画である。そのため、整備中の範囲は利用不可となる期間があるものの、未整備もしくは整備完了後の範囲は利用可能であり、また、必要に応じて、仮設動線の確保や利用者に対する誘導を行う計画である。「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。以上のことから、場の改変があるほか、一時的に利用可能な範囲の縮小、場までの利用経路の限定が生じるものの、人と自然とのふれあい活動の場の機能に大きな変化はなく、場までの利用経路等にも著しい影響を与えることはないものと予測した。 計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場としては、「多摩川」及び「二ヶ領用水」が存在するが、本事業による場の改変はなく、場の機能の変化もないものと予測した。また、多摩川までの利用経路の一つとして、等々力緑地内の道路や園路の利用が考えられ、整備中の範囲は利用不可となる期間があるものの、他の利用経路からのアクセスが可能である。「二ヶ領用水」については、本事業による利用経路の分断はない。よって、場までの利用経路に著しい影響を与えることはないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、人と自然とのふれあい活動の場の改変をできる限り回避するよう、建設機械の稼働位置や仮囲いの設置位置等を検討するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地及びその周辺における自然とのふれあい活動に支障はないと評価する。 イ 供用時 (ア) 再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度、機能の変化の程度及び利用経路等に与える影響の程度 本事業では、「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。また、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画である。広場等は、現況の機能をできる限り残しつつ、等々力緑地全体の利用を考慮して再配置する計画である。以上のことから、場の改変は生じるものの、現況の機能をできる限り残しつつ、新たに利用可能な場が創出されることから、自然とのふれあい活動の場の機能に大きな変化はないものと予測した。 また、本事業の歩行者動線計画は、「第 1 章 指定開発行為の概要 5 指定開発行為の内容 (6) 交通動線計画」に示したとおりであり、等々力緑地のメインエントランスは、現況と同様に正面広場とするとともに、周辺からのアクセスを考慮したサブエントランスを整備する計画である。また、等々力緑地内は、「アクティビティループ」等の園路や広場をつなぎ、公園の一体感、回遊性の向上を図る。さらに、園路は誰もが安全に利用できる幅員、構造とするとともに、バリアフリー動線を確保、等々力緑地の内部に極力、車両を引き込まない計画とすることで、利用者にとって安全・安心な空間となるよう配慮する。よって、等々力緑地の自然とのふれあい活動の場までの利用経路等については、安全性や利便性が向上するものと予測した。 計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場としては、「多摩川」及び「二ヶ領用水」が存在するが、本事業による場の改変はなく、場の機能の変化もないものと予測した。また、本事業では、等々力緑地と多摩川との連絡路（中央新幹線非常口上部区域と多摩川を結ぶ橋、下水処理施設上部区域と多摩川を結ぶ橋）を新たに整備する計画である。そのため、将来は多摩川へのアクセスのしやすさが向上し、人と自然とのふれあい活動の場として、等々力緑地と多摩川の一体的な利用が可能となるものと予測した。「二ヶ領用水」については、本事業による利用経路の分断はない。よって、場までの利用経路に著しい影響を与えることはないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、芝生広場外周部には樹木を配置し、緑に囲まれたオープンスペースを創出するとともに、緑陰空間を確保するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地及びその周辺における自然とのふれあい活動に支障はないと評価する。

表 12-1(10) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果	
景観	景観・ 圧迫感	ア 供用時 (ア) 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 計画地の再編整備にあたっては、計画地内のまとまった緑地と水辺は、可能な限り現位置で保全し、計画地外周部の緑を可能な限り充実することで、周辺緑地との緑の連続性や地域景観との調和に配慮した植栽を施す計画としていることから、主要な景観要素の改変はなく、地域景観の特性の変化はないと予測した。 代表的な眺望地点からの眺望は、予測地点 L1,3,4（近景域）では、計画建物の出現や新たな景観が形成されることによって眺望は変化すると予測した。予測地点 L2,5（近景域）及び予測地点 L6,7（中景域）では、計画建物の大部分が道路沿いの建物や樹木によって遮られることから、眺望の変化は小さいと予測した。また、予測地点 L8,9（中景域）では、計画地を視認することはできないことから、眺望の変化はないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、景観については、周辺環境と調和が保たれると評価する。 (イ) 圧迫感の変化の程度 供用時の形態率は、地点 P1 が約 17.0%、P2 が約 21.0%、P3 が約 5.1%、P4 が約 18.4%、P5 が約 3.9%と予測した。また、形態率の増加分は約 0.1～3.2 ポイントであり、本事業の実施による著しい圧迫感の変化はないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、計画建物については、川崎市景観計画を踏まえ、地域景観との調和に配慮した色彩やデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。
建造物の影響	日照 障害	ア 供用時 (ア) 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度、日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 冬至日（平均地盤面±0m）において日影の範囲に含まれる既存建物は 253 棟であり、その内訳は、日影時間 1 時間未満が 221 棟、1 時間以上 2 時間未満が 29 棟、2 時間以上 3 時間未満が 3 棟、3 時間以上は 0 棟と予測した。それらの既存建物のうち、特に日照障害に配慮すべき施設は 2 棟と予測した。 また、関係法令に基づく日影規制の測定水平面における日影（冬至日の平均地盤面+4m）は、日影規制が定められている区域に及ぶことはないと予測した。 本事業の実施にあたっては、計画建物を敷地境界からセットバックし、日影の影響に配慮した建物配置とする環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないと評価する。

表 12-1(11) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
構造物の影響	ア 供用時 (ア) 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲（地上デジタル放送及び衛星放送） 計画建物により地上デジタル放送の遮へい障害を及ぼす可能性のある範囲は、東京スカイツリー局が計画地敷地境界から南西方向に最大約 520m、横浜局が北方向に最大約 260mまで及ぶと予測した。受信障害範囲に位置する既存建物の棟数は 915 棟であるが、このうち CATV に加入している建物は 264 棟であるため、地上デジタル放送の受信障害を受ける建物棟数は 651 棟と予測した。 なお、地上デジタル放送の反射障害については、地上デジタル放送波が電氣的な雑音の影響を受けにくく、反射障害に強い伝送方式を採用している。また、主な計画建物の壁面は、反射障害が生じにくいコンクリートを採用する計画であることから、影響はないものと予測した。 計画建物により衛星放送の遮へい障害を及ぼす可能性のある範囲は、計画地敷地境界から北東方向に最大約 15mまで及ぶと予測し、受信障害範囲に位置する既存建物の棟数は、合計 2 棟と予測した。 本事業の実施にあたっては、工事中におけるクレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向けるなど、適切な障害防止対策を講ずる。また、受信障害に関する問い合わせがあった場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないものと評価する。
	ア 供用時 (ア) 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲並びに変化の程度、年間における風速の出現頻度 計画建物建設前の風環境は、計画地及びその周辺ともに概ね領域 A の風環境である。計画建物建設後の風環境は、領域 A から領域 B に変化する地点が 1 地点（測定点 80）、領域 B から領域 A に変化する地点が 8 地点（測定点 51～56、60、63）出現するが、83 地点の領域区分は変化しないと予測した。よって、計画建物建設後の風環境は、建設前と同様に、計画地及びその周辺ともに概ね領域 A の風環境であり、ほとんど変化はないものと予測した。 本事業の実施にあたっては、計画地内の緑化に努め、風環境の維持に努めるなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障を及ぼさないと評価する。

表 12-1(12) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
コミュニティ施設	ア 工事中 (ア) 工事の実施に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 本事業の工事は、段階的に整備を進めていく計画であり、整備が完了した範囲から順次供用を開始していく計画である。 研修室がある既存のとどろきアリーナは解体する計画であるが、新たに建設するビジターセンター内に集会を行うことが可能な部屋を設ける計画であることから、工事の実施が集会施設に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 また、「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。催し物広場、運動広場・多目的広場等は、整備中の範囲は利用不可となる期間があるものの、完成した（新）催し物広場、（新）運動広場・多目的広場等は順次供用を開始する計画であるため、工事の実施が公園等の利用に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業の実施にあたっては、コミュニティ施設の利用不可となる期間ができるだけ短くなるよう、工事工程等を検討・調整するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、本事業の工事の実施により、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。 イ 供用時 (ア) 再編整備に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 研修室がある既存のとどろきアリーナは解体する計画であるが、新たに建設するビジターセンター内に集会を行うことが可能な部屋を設ける計画であることから、再編整備が集会施設に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業では、「ふるさとの森」、「21 世紀の森」、「四季園」、「釣池」の周辺等のまとまった緑地は、一部を改変するものの、可能な限り現位置で保全する計画である。また、新たに樹林系緑地、芝生等の地被植物を中心とした広場系緑地を整備する計画である。広場等は、現況の機能をできる限り残しつつ、等々力緑地全体の利用を考慮して再配置する計画である。さらに、草地広場、芝生広場、インクルーシブパーク、ストリートスポーツ広場等を新設し、公園としての新たな魅力の創出を図っていく計画であることから、再編整備が公園等の利用に著しい影響を及ぼすことはないと予測した。 本事業の実施にあたっては、既存のコミュニティ施設としての機能をできる限り維持するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、本事業の実施により、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。

表 12-1(13) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果
地域交通	ア 工事中 (ア) 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響 交通安全に及ぼす影響については、工事用車両の走行ルートは、市道小杉陣屋町 23 号線、市道宮内 104 号線、計画地内を通る市道宮内 104 号線、中央園路等では、概ねマウントアップやガードレール等が設置されており、歩車分離が図られていることから、交通安全は確保されるものと予測した。 一方、市道小杉御殿町 11 号線の一部、市道宮内 21 号線、釣池北側から東側に通る道路では、交通安全施設が設置されていないことから、歩行者に対する安全への注意及び配慮が必要であると予測した。また、工事用車両の走行ルート上には通学路が並行または横断する箇所が複数あり、横断歩道や信号が整備されているものの、安全への注意及び配慮が必要であると予測した。 交通混雑に及ぼす影響について、工事中交通量のピーク時間帯における交差点需要率は 0.154～0.576 であり、いずれの地点も需要率の上限値 (0.880～0.933) を下回ると予測した。信号交差点の流入車線のうち、工事用車両の走行により交通流が変化する車線の混雑度は、最大で 0.641 であり、円滑な交通処理が可能とされる道路の車線別混雑度 1.0 を下回ると予測した。また、無信号交差点 (予測地点 T7) のピーク時 (17 時台) における北側流入部から市道小杉御殿町 11 号線に流入する交通量 (117 台/時) は、交通容量 (405 台/時) を下回ることから、交通処理は可能と予測した。 工事の実施にあたっては、工事用車両の運転者への工事用車両走行ルート上の危険箇所の周知、運転時間の指示及び低速走行等の安全運転並びに周辺道路での駐停車禁止等の指導を徹底し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。また、工事用車両の出入口付近には、必要に応じて交通誘導員を配置し、一般車両及び歩行者の安全を確保するとともに、周辺道路の円滑な交通流の確保に努めるなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。 イ 供用時 (ア) 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響 施設関連車両の走行ルートは、市道小杉陣屋町 23 号線、市道宮内 58 号線、市道宮内 104 号線、計画地内を通る市道宮内 104 号線等では、概ねマウントアップやガードレール等が設置されており、歩車分離が図られていることから、交通安全は確保されるものと予測した。 一方、市道小杉御殿町 11 号線の一部、市道宮内 21 号線では、交通安全施設が設置されていないことから、歩行者に対する安全への注意及び配慮が必要であると予測した。釣池の北側から球技専用スタジアムの東側にかけて整備する外周園路については、現況よりも交通量が増加することが想定されるが、幅員 2m の歩道を設けるとともに、走行速度を 20km/以下に制限するよう表示等を実施することから、交通安全は確保されるものと予測した。また、施設関連車両の走行ルート上には通学路が並行または横断する箇所が複数あり、横断歩道や信号が整備されているものの、安全への注意及び配慮が必要であると予測した。 交通混雑に及ぼす影響について、将来交通量のピーク時間帯における交差点需要率は、平日は 0.209～0.757、休日は 0.267～0.704 であり、いずれの地点も需要率の上限値 (平日 : 0.875～0.933、休日 : 0.850～0.933) を下回ると予測した。 信号交差点の流入車線のうち、施設関連車両の走行により交通流が変化する車線の混雑度は、平日は最大で 0.996、休日は最大で 0.997 であり、円滑な交通処理が可能とされる道路の車線別混雑度 1.0 を下回ると予測した。 本事業の実施にあたっては、施設利用に伴う関係車両、従業員等に対し、車両走行ルート上の危険箇所の周知、安全運転及び周辺道路での駐停車禁止等を依頼し、一般車両及び歩行者の安全を確保する。また、施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行える誘導看板等の設置を検討するなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価する。

表 12-1(14) 環境影響評価の結果

環境影響 評価項目	環境影響評価の結果	
地域交通	交通安全・交通混雑	(イ) 大規模集客イベント時における歩行者の往来による影響 大規模集客イベントの会場である等々力陸上競技場は、本事業により球技専用スタジアムに改築し、観覧席が約 27,500 席から約 35,000 席（屋根のないゼロタッチ席を除く）に増加する計画である。そのため、大規模集客イベント時の歩行者の往来は現況より多くなることが想定され、歩行者交通量の多い時間帯が長くなるものと予測した。一方で、国道 409 号（府中街道）及び県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）においては歩道の拡幅及び新設が進められており、該当箇所については、現状よりも混雑の緩和及び安全の確保がしやすい環境になるものと予測した。 現在、大規模集客イベント時においては、誘導員による交通整理やシャトルバスによるピストン輸送の実施により混雑緩和を図っている。また、現地調査では、歩行者の往来が一部の時間帯に集中していること、歩道がない生活道路ではピーク時間帯等において歩行者が道路に広がって通行する状況があること、一部の信号交差点付近では乱横断が発生していることが確認されている。そのため、供用時は「等々力緑地内に計画している店舗等の利用を促すことなどによる、大規模集客イベント来場者の来場及び退場時間帯の分散」や「大規模集客イベント参加者に対する交通ルールやマナーの遵守についての注意喚起」など、大規模集客イベント時における混雑緩和や交通安全確保のための対策を関係者間で協議・検討し、適宜実施していく計画である。 本事業の実施にあたっては、上記のほか、施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずる。 以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する。

第 13 章 事後調査計画

第 13 章 事後調査計画

1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用時の環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の低減を図り、適正な事業実施に資することを目的とする。

2 事後調査の項目

事後調査の項目は、「第 9 章 環境影響評価」及び「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される事後調査の項目を選定する視点を勘案し、影響の程度が大きい項目、予測の不確実性の高い項目として、表 13-1 に示すとおり選定する。

表 13-1 事後調査の項目

区分	項目	選定する理由
工 事 中	騒音	工事用車両の走行に伴う騒音の影響については、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないと評価しているが、予測結果が環境保全目標を上回る地点がある。工事の実施にあたっては、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うとともに、走行ルートを分散することで工事用車両の走行台数を調整し、影響の低減を図っていくこととしていることから、予測結果が環境保全目標を上回る地点のうち、工事中基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である地点を除く地点については、騒音の状況を事後調査で確認する。
	産業廃棄物	工事中に発生する産業廃棄物の、種類、発生量及び処理・処分方法については、資源の循環が図られるとともに、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないものと評価している。一方で、既存建物の解体にあたっては、今後、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物について調査を実施し、適切に対応する計画である。そのため、それらの発生量、処分方法及び飛散等の防止に関する措置の実施状況を把握することを目的に、事後調査を実施する。
	植物	造成工事等の実施に伴う植物への影響については、適切な保全・回復が図られると評価している。注目される種であるクゲヌマランについては、環境保全のための措置として個体の移植等、保全措置を実施することから、クゲヌマランの生育状況を事後調査で確認する。
供 用 時	騒音	施設関連車両の走行に伴う騒音の影響については、道路沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないと評価しているが、予測結果が環境保全目標を上回る地点がある。本事業の実施にあたっては、従業員に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用を要請するなどにより影響の低減を図っていくこととしていることから、予測結果が環境保全目標を上回る地点のうち、将来基礎交通量においてすでに環境保全目標の値を上回る、あるいは同程度である地点を除く地点については、騒音の状況を事後調査で確認する。
	緑の質	緑の質については、緑の適切な回復育成が図られるものと評価しているが、緑の回復育成の予測結果は、植栽後の天候や気象条件により不確実性を伴うことから、環境保全のための措置が効果的に機能しているかを事後調査で確認する。

3 事後調査の内容

(1) 工事中

① 騒音

騒音に係る事後調査の内容は、表 13-2 に示すとおりである。

表 13-2 騒音に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	・工事用車両の走行に伴う等価騒音レベル ・自動車交通量
調査時期	工事用車両台数（大型車）が最大となる工事開始後19ヶ月目
調査期間	1日（6:00～22:00）
調査地点	予測地点 No.1、No.3～6 の付近
調査方法	「騒音に係る環境基準について」（最終改正平成 24 年、環境省告示第 54 号）及び「JIS Z 8731:2019」に定める測定方法に準拠して行う。

② 産業廃棄物

産業廃棄物に係る事後調査の内容は、表 13-3 に示すとおりである。

表 13-3 産業廃棄物に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の発生量及びその処分方法 ・廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散等の防止に関する措置の実施状況
調査時期	工事中
調査期間	工事中（廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物を使用している建物解体期間中）
調査地点	計画地内とする。
調査方法	工事関係資料により、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の量を把握するとともに、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の飛散等の防止に関する措置について把握する。

③ 植物

植物に係る事後調査の内容は、表 13-4 に示すとおりである。

表 13-4 植物に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	保全措置を実施した注目される種（クゲヌマラン）の生育状況
調査時期	工事中（保全措置実施後 3 年間）
調査期間	1 回／年
調査地点	計画地内とする。
調査方法	現地調査により注目される種（クゲヌマラン）の生育状況を確認する。

(2) 供用時

① 騒音

騒音に係る事後調査の内容は、表 13-5 に示すとおりである。

表 13-5 騒音に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	・施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベル ・自動車交通量
調査時期	計画建物完成後の定常状態となった時期
調査期間	平日1回
調査地点	平日昼間：予測地点 No.1、No.4 の付近 平日夜間：予測地点 No.3 の付近
調査方法	「騒音に係る環境基準について」（最終改正平成 24 年、環境省告示第 54 号）及び「JIS Z 8731:2019」に定める測定方法に準拠して行う。

② 緑の質

緑の質に係る事後調査の内容は、表 13-6 に示すとおりである。

表 13-6 緑の質に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	・植栽樹木の樹木活力度 ・植栽樹木の維持管理状況
調査時期	①（新）とどろきアリーナ・スポーツセンターの工事完了後3年目の夏頃の適切な時期 ②全体の工事完了後3年目の夏頃の適切な時期
調査範囲	①（新）とどろきアリーナ・スポーツセンターの工事完了時に整備が完了している緑地 ②（新）とどろきアリーナ・スポーツセンターの工事完了後に整備する緑地
調査方法	「造園施工管理 技術編 改訂25版」（平成17年5月、社団法人日本公園緑地協会）の樹木活力度調査の調査項目（樹木の樹形、樹勢等）を観察し、「造園施工管理 技術編」（昭和50年10月、社団法人日本公園緑地協会）の樹木活力度調査の判定基準を基に総合的に判定するとともに、樹木の生育状況の変化の程度を主要な視点場から把握する。 また、植栽樹木の維持管理状況を整理する。

4 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、各調査時期における事後調査の終了後に、その結果を速やかにまとめ、川崎市長に提出する。

第 14 章 関係地域の範囲

第 14 章 関係地域の範囲

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・ 建設機械の稼働に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある計画地敷地境界から 100m 程度の範囲
- ・ 工事用車両及び施設関連車両の走行に伴う騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある車両走行ルート沿道から 50m 程度の範囲
- ・ 日照障害が及ぶ範囲
- ・ テレビ受信障害が及ぶ範囲
- ・ 風害を及ぼすおそれのある計画地敷地境界から建物高さの 2 倍程度（約 86m：最高高さを 43m と想定）の範囲

関係地域の範囲は図 14-1 に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表 14-1 に示すとおりである。

表 14-1 関係地域の範囲

市 名	区 名	関係町丁名
川崎市	中原区	宮内 1 丁目、宮内 2 丁目、宮内 3 丁目、宮内 4 丁目、上小田中 6 丁目、上小田中 7 丁目、等々力、小杉御殿町 1 丁目、小杉陣屋町 1 丁目、小杉陣屋町 2 丁目、今井上町 上記町丁の一部

注) 関係町丁名は、図 14-1 に対応する。



第 15 章 その他

第 15 章 その他

1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施に必要な主な許認可等の種類は、表 15-1 に示すとおりである。

表 15-1 必要な主な許認可等

根拠法令等	許認可等の種類
川崎市都市公園条例第 2 条の 4	公園施設の設置基準
建築基準法第 6 条	建築物の建築等に関する申請及び確認
建築基準法第 86 条第 2 項	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 連担建築物設計制度
川崎市建築行為及び開発行為に関する 総合調整条例第 20 条	対象事業の承認

2 条例環境影響評価準備書の作成者及び業務受託者の名称及び所在地

(1) 条例環境影響評価準備書の作成者

名 称 : 川崎とどろきパーク株式会社
代表者 : 代表取締役 小井 陽介
住 所 : 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目 472 番地

(2) 業務受託者

名 称 : 株式会社オオバ東京支店
代表者 : 支店長 皆木 信介
住 所 : 東京都千代田区神田錦町三丁目 7 番 1 号

3 事業内容等に関する問い合わせ窓口

名 称 : 川崎とどろきパーク株式会社
住 所 : 神奈川県川崎市中原区等々力 1 番 1 号
等々力球場インフォメーションセンター内事務所
電 話 : 044-711-2522

4 参考とした資料の目録

- (1) 「等々力緑地再編整備方針」(平成 21(2009)年 5 月策定)
- (2) 「等々力緑地再編整備基本構想」(平成 22(2010)年 2 月策定)
- (3) 「等々力緑地再編整備基本計画」(平成 22(2010)年 10 月策定)
- (4) 「等々力緑地再編整備実施計画」(平成 23(2011)年 3 月策定)
- (5) 「等々力緑地再編整備事業の推進に向けた今後の取組方針」(令和 2(2020)年 2 月)
- (6) 「等々力緑地再編整備実施計画改定骨子」(令和 3(2021)年 8 月策定)
- (7) 「等々力緑地再編整備実施計画」(令和 4(2022)年 2 月改定、川崎市)
- (8) 「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(令和 2(2020)年 8 月、国土交通省)
- (9) 「民間活用(川崎版 PPP)推進方針」(令和 2(2020)年 3 月、川崎市)
- (10) 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和 4 年 3 月改定、川崎市)
- (11) 「川崎市緑の基本計画」(平成 30(2018)年 3 月改定、川崎市)
- (12) 「小杉地区緑化推進重点地区計画」(令和 4(2022)年 3 月改定、川崎市)
- (13) 「川崎市緑化指針」(令和 4(2022)年 2 月一部改正、川崎市)
- (14) 「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和 3(2021)年 3 月改訂、川崎市)
- (15) 「川崎市地域防災計画」(令和元(2019)年度、川崎市)
- (16) 「川崎市大気データ」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (17) 「水環境データ集 令和 4 年度」(令和 6 年 3 月、川崎市)
- (18) 「令和 4 年度 川崎市の災害概要」(令和 5 年 7 月、川崎市)
- (19) 「植生図 第 6 - 7 回調査」
(令和 6 年 3 月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)
- (20) 「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～令和 2(2020)年度取組状況報告書」
(令和 4 年 3 月、川崎市)
- (21) 「神奈川県文化財目録 種別順(令和 5 年 5 月 1 日現在)」
(令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会)
- (22) 「巨樹・巨木林 第 6 回調査」
(令和 6 年 3 月閲覧、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)
- (23) 「神奈川の鳥と獣 神奈川県鳥獣生息分布調査報告書」(平成 4 年 3 月、神奈川県環境部)
- (24) 「かわさき水辺の生きもの一川と海に出かけてみよう」(平成 31 年 3 月、川崎市)
- (25) 「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧(令和 5 年 11 月 1 日現在)」
(令和 6 年 3 月閲覧、神奈川県ホームページ)
- (26) 「令和 5 年度 鳥獣保護区等位置図」(東京都環境局)
- (27) 「生物多様性かわさき戦略～人と生き物 つながりプラン～」(令和 4 年 3 月改定、川崎市)
- (28) 「神奈川県の潜在自然植生」(昭和 51 年 3 月、神奈川県教育委員会)
- (29) 「川崎市および周辺の植生 -環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」
(昭和 56 年 3 月、横浜植生学会)
- (30) 「2017 年度版～2021 年度版 環境基本計画年次報告書」(川崎市)
- (31) 「かわさき多摩川ふれあいロード全体図」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (32) 「多摩川散策マップ」(令和 6 年 3 月閲覧、京浜河川事務所ホームページ)
- (33) 「二ヶ領用水散策マップ」(平成 30 年 3 月、川崎市)
- (34) 「川崎市町丁別世帯数・人口(令和 5 年 12 月末日現在)」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (35) 「川崎市の経済-令和 3 年経済センサス-活動調査結果(確報)-」(令和 6 年 2 月、川崎市)
- (36) 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 用途地域等」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (37) 「神奈川県土地利用現況図 [川崎東]」(神奈川県県土整備局都市部都市計画課)
- (38) 「ひと・もの・ゆめ 明日へつながる道 第 2 次川崎市道路整備プログラム～後期の取組【R4～R11】～計画期間 平成 28 年度～令和 11 年度」(令和 4 年 2 月、川崎市)
- (39) 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 都市計画道路事業進捗図」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (40) 「平成 22 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (41) 「平成 27 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (42) 「令和 3 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)

- (43) 「平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
- (44) 「平成 27 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
- (45) 「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
- (46) 「川崎市統計書 令和 5 年(2023 年)版」(令和 6 年 3 月、川崎市)
- (47) 「中原区ガイドマップ」(令和 5 年 3 月、中原区)
- (48) 「中原区の川崎認定保育園一覧」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (49) 「市の施設 健康・スポーツ一覧」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (50) 「川崎の公園(令和 5 年 3 月 31 日現在)」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (51) 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (52) 「指定文化財等紹介」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市教育委員会事務局ホームページ)
- (53) 「神奈川県文化財目録 市区町村別(令和 5 年 5 月 1 日現在)」
(令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会)
- (54) 「川崎市公園・緑地等位置図(令和 5 年度版)」(令和 6 年 3 月、川崎市建設緑政局)
- (55) 「散策マップニヶ領用水」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (56) 「令和 5 年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月、川崎市)
- (57) 「令和 4(2022)年度の大気環境及び水環境の状況等について」(令和 5 年 7 月、川崎市)
- (58) 「令和 3 年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 5 年 5 月、神奈川県)
- (59) 「令和 3 年度 水質年報」(令和 5 年 3 月、川崎市)
- (60) 「川崎市における土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (61) 「市内の標高」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (62) 「ガイドマップかわさき 地盤情報 公共水準点情報」
(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (63) 「川崎市総合計画」(平成 28 年 3 月、川崎市)
- (64) 「川崎市総合計画第 3 期実施計画」(令和 4 年 3 月、川崎市)
- (65) 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」(平成 29 年 3 月改定、川崎市)
- (66) 「川崎市都市計画マスタープラン中原区構想」(令和 3 年 8 月改定、川崎市)
- (67) 「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」
(平成 21 年 3 月、川崎市)
- (68) 「川崎市地域防災計画震災対策編(令和元年度修正)」(令和 2 年 3 月、川崎市防災会議)
- (69) 「川崎市地域防災計画風水害対策編(令和 3 年度修正)」(令和 4 年 3 月、川崎市防災会議)
- (70) 「川崎市地域防災計画都市災害対策編(平成 26 年度修正)」
(平成 26 年 10 月、川崎市防災会議)
- (71) 「川崎市スポーツ推進計画第 2 期」(令和 4 年 3 月、川崎市)
- (72) 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)ーR4 年度実績ー」
(令和 5 年 12 月 22 日、環境省)
- (73) 「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」
(令和 6 年 3 月閲覧、環境省ホームページ)
- (74) 「川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE 川崎)」(令和 5 年 4 月 3 日改訂、川崎市)
- (75) 「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市)
- (76) 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年、環境庁告示第 38 号)
- (77) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年、環境庁告示第 25 号)
- (78) 「地上気象観測指針」(平成 14 年 3 月、気象庁)
- (79) 「大気環境測定データ」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市環境総合研究所ホームページ)
- (80) 「中央公害対策審議会答申」(昭和 53 年 3 月)
- (81) 「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」
(平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)
- (82) 「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」(平成 12 年 12 月、公害研究対策センター)
- (83) 「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成 22 年度版)」
(国総研資料 第 671 号)」(平成 24 年 2 月、国土交通省国土技術政策総合研究所)
- (84) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成 19 年 2 月 1 日、経済産業省)

- (85) 「大規模開発地区関連交通計画マニュアル 改訂版」(平成 26 年 6 月、国土交通省)
- (86) 「騒音の大きさの目安」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (87) 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)
- (88) 「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について」
(平成 24 年 3 月 13 日、川崎市告示第 135 号)
- (89) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を定める件に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域について」
(昭和 61 年 3 月 25 日、川崎市告示第 92 号)
- (90) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」
(平成 13 年 4 月 9 日、国土交通省告示第 487 号)
- (91) 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック 第 3 版」
(平成 13 年 2 月、社団法人日本建設機械化協会)
- (92) 「ポーラスアスファルト舗装」
(令和 6 年 6 月閲覧、一般社団法人日本道路建設業協会ホームページ)
- (93) 「自動車専用道路における自動車走行騒音のパワーレベル式とパワースペクトル」
(音響学会騒音・振動研資,N-2019-14(2019.3))
- (94) 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号)
- (95) 「振動の大きさの目安」(令和 6 年 3 月閲覧、川崎市ホームページ)
- (96) 「道路環境整備マニュアル」(平成元年 1 月、(社)日本道路協会)
- (97) 「表層地質図 横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(平成 3 年 3 月、神奈川県)
- (98) 「振動規制法施行規則に基づく静穏の保持を必要とする区域及び時間の区分について」
(昭和 61 年 3 月 25 日、川崎市告示第 96 号)
- (99) 「振動規制法施行規則に基づく静穏の保持を必要とする区域等として市長が指定する区域について」(昭和 61 年 3 月 25 日、川崎市告示第 95 号)
- (100) 「建設工事に伴う騒音・振動の分析結果」
(平成 22 年、東京都土木技術支援・人材育成センター年報)
- (101) 「建設騒音振動の予測評価手法に関する研究 第 1 報 -建設機械の騒音振動の測定-」
(昭和 56 年 11 月、土木研究所資料第 1739 号)
- (102) 「令和 5 年度環境局事業概要―廃棄物編―」(令和 5 年 9 月、川崎市)
- (103) 「事業系一般廃棄物性状調査 (その 8)」(平成 5 年度、東京都清掃研究所研究報告、杉山ら)
- (104) 「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」
(東京都環境科学研究所年報 (廃棄物研究室) 平成 12 年、及川ら)
- (105) 「令和 2 年度川崎市産業廃棄物実態調査報告書 (令和元年度実績)」(令和 3 年 1 月、川崎市)
- (106) 「建設リサイクル推進計画 2020」(令和 2 年 9 月、国土交通省)
- (107) 「建設廃棄物処理指針 (平成 22 年度版)」(平成 23 年 3 月 30 日、環境省)
- (108) 「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」
(平成 16 年 3 月、社団法人日本建設業連合会 環境委員会副産物専門部会)
- (109) 「建築系混合廃棄物の徹底比較 解体・新築」(関東建設廃棄物共同組合)
- (110) 「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」
(平成 24 年 11 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会副産物専門部会)
- (111) 「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(令和 2 年 1 月、国土交通省)
- (112) 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 14 年 5 月 30 日、国土交通省)
- (113) 「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月 27 日、環境省報道発表資料)
- (114) 「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(令和 4 年 3 月、神奈川県)
- (115) 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(平成 12 年 3 月、環境庁)
- (116) 「植物群落レッドデータ・ブック」(平成 8 年 4 月、財団法人日本自然保護協会)
- (117) 「神奈川県植物誌 2018 電子版 初版」(平成 30 年 11 月、神奈川県植物誌調査会)
- (118) 「神奈川県植物誌調査会ニュース第 74 号」(平成 24 年 6 月、神奈川県植物誌調査会)
- (119) 「神奈川県植物誌調査会ニュース第 60 号」(平成 17 年 10 月、神奈川県植物誌調査会)
- (120) 「環境庁植物目録」(平成 6 年 3 月修正、環境庁)
- (121) 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
(平成 18 年 7 月、神奈川県立生命の星・地球博物館)
- (122) 「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(令和 5 年、国土交通省)

- (123) 「日本鳥類目録改訂第 7 版」(平成 24 年、日本鳥学会)
- (124) 「日本産土壤動物 第二版」(平成 27 年、青木淳一)
- (125) 「日本産野生生物目録」(平成 7 年、環境庁)
- (126) 「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然とのふれあい」
(平成 29 年 3 月、一般社団法人日本環境アセスメント協会)
- (127) 「造園施工管理 技術編」(昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会)
- (128) 「造園施工管理 技術編 改訂 25 版」(平成 17 年 5 月、社団法人日本公園緑地協会)
- (129) 「日本土壤肥料学会監修 土壤環境分析法」(平成 9 年 6 月、土壤環境分析法編集委員会)
- (130) 「造園修景積算の手引き 改訂 2 版」(令和 5 年 4 月、一般財団法人建設物価調査会)
- (131) 「造園施工管理 技術編 改訂 28 版」(令和 3 年 5 月、一般社団法人日本公園緑地協会)
- (132) 「大気浄化植樹指針～緑のインビテーション～」(平成元年、第一法規出版)
- (133) 「大気浄化植樹マニュアル 2014 年度改訂版」
(平成 27 年 1 月、独立行政法人環境再生保全機構予防事業部)
- (134) 「最新樹木根系図説」(平成 22 年 11 月、誠文堂新光社)
- (135) 「川崎市新多摩川プラン」(平成 28 年 3 月、川崎市)
- (136) 「川崎市景観計画」(平成 30 年 12 月、川崎市)
- (137) 「建築物荷重指針・同解説 2015」(平成 27 年 2 月、日本建築学会)
- (138) 「ビル風の基礎知識」(平成 17 年 12 月、風工学研究所)
- (139) 「風環境の風洞実験、日本風工学会誌第 34 巻第 1 号(通号第 118 号)」
(平成 21 年 1 月、中村修)
- (140) 「川崎市統計書 令和 3 年(2021 年)版」(令和 4 年 3 月、川崎市)
- (141) 「川崎市統計書 令和 4 年(2022 年)版」(令和 5 年 3 月、川崎市)
- (142) 「会館とどろき 令和 2 年度～令和 4 年度 事業報告概要」
(令和 6 年 3 月閲覧、一般財団法人川崎市立学校教職員互助会)
- (143) 「平面交差の計画と設計 基礎編 一計画・設計・交通信号制御の手引一」
(平成 30 年 12 月、一般社団法人交通工学研究会)

本書では以下の地形図を使用している。

川崎市発行の 2 千 5 百分の 1 地形図

国土地理院発行の電子地形図 25000